

【参考資料】

地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証機関等の設置状況等について（平成20年11月現在）

平成20年4月に児童虐待防止法が改正され、地方公共団体における児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方についての分析の責務が規定された。また、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が平成20年6月にとりまとめた「第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果総括報告」において、地方公共団体が行う検証が適切に運営されているかを国が確認する必要があると提言されたところである。

そこで、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市における児童虐待による死亡事例等の検証機関等の設置状況等を把握したものである。

1. 調査概要

(1) 調査対象

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（66 地方公共団体）

(2) 回答状況

66 地方公共団体から回答を得た。（回答率：100%）

(3) 調査方法

「虐待を受けた児童の安全確認・安全確保及び児童虐待による死亡事例等の検証等について」（平成20年8月1日雇児総発第0801002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市の児童福祉主管部（局）に依頼。

2. 調査結果

(1) 検証機関の設置状況

検証機関を設置している地方公共団体は49（74.2%）であった。そのうち、常設は35（設置している地方公共団体49に対する71.4%）であった。

設置していない地方公共団体は17（25.8%）であった。このうち、7（設置していない地方公共団体17に対する41.2%）は平成20年度内に設置予定であった。設置の予定がない地方公共団体は6（設置していない地方公共団体17に対する35.3%）であった。

設置状況		自治体数	(%)
設置		49	74.2%
(内訳)	常設	(35)	(71.4%)※1
	事例ごとに随時設置	(14)	(28.6%)※1
未設置		17	25.8%
(内訳)	今年度内に設置予定	(7)	(41.2%)※2
	次年度に設置予定	(2)	(11.8%)※2
	時期未定だが設置予定	(2)	(11.8%)※2
	設置予定なし	(6)	(35.3%)※2

※1 : 設置している地方公共団体(49)に対する割合

※2 : 設置していない地方公共団体(17)に対する割合

(2) 検証機関の設置形態

検証機関の設置形態は、児童福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が8(16.3%)、地方社会福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が28(57.1%)であった。

設置状況	自治体数	(%)※
児童福祉審議会の下部組織として設置	8	16.3%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	28	57.1%
単独設置	3	6.1%
その他	6	12.2%
未回答	4	8.2%

※設置している地方公共団体(49)に対する割合

(3) 設置要綱等の有無

検証機関を設置している地方公共団体のうち、設置要綱等があるのは35(71.4%)であった。

設置要綱等の有無	自治体数	(%)※
あり	35	71.4%
なし	10	20.4%
不明	4	8.2%

※設置している地方公共団体(49)に対する割合

(4) 検証対象の範囲

検証機関を設置している地方公共団体のうち、検証機関が検証する対象の範囲を定めているのは20(40.8%)であった。

検証対象の範囲を定めている場合も、その多くは、国が通知で示したものを踏襲していた。

検証の範囲	自治体数	(%)※
定めている	20	40.8%
定めていない	25	51.0%
不明	4	8.2%

※設置している地方公共団体(49)に対する割合

(5) 検証機関の構成員

検証機関を設置している地方公共団体で検証機関の構成員について回答のあった43の検証機関のうち、検証機関の構成員が最も少ない機関は4人であり、最も多いでは11、平均は5.9人であった。

	委員数
最小値	4
最大値	11
最頻値	5
中央値	5
平均値	5.9

※検証機関の委員数につき回答があった地方公共団体(43)を対象とした

検証機関の構成員は、全国で 249 名配置されていた。内訳は、大学等の教育研究機関の教員、研究者（医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く）が 60 人（24.1%）、医師が 52 人（20.9%）、弁護士が 45 人（18.1%）であった。

職種、所属等(OB等を含む)	人数	(%)※1
大学等の教育研究機関の教員、研究者(※2)	60	24.1%
医師(※3)	52	20.9%
弁護士	45	18.1%
児童福祉施設関係(協議会等を含む)	23	9.2%
民生委員・児童委員(協議会等を含む)	15	6.0%
保健・公衆衛生関係(医師を含む)	8	3.2%
児童相談所関係者	7	2.8%
保育協議会等(保育所関係)	6	2.4%
家庭裁判所の調査官等	4	1.6%
社会福祉協議会	3	1.2%
里親会	3	1.2%
母子寡婦福祉連合会	3	1.2%
小学校・中学校の校長会	3	1.2%
その他	17	6.8%

※1 全国の検証機関の委員数(249人)に対する割合

※2 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く

※3 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生関係の医師を除く

<参考>

○医師の内訳

医師の専門	人数	(%)※
小児科	20	38.5%
精神科	12	23.1%
児童精神科	10	19.2%
法医学(監察医、解剖医含む)	2	3.8%
産婦人科	1	1.9%
その他	7	13.5%

※全国の検証機関の委員のうち医師(52人)に対する割合

○大学等の教育研究機関の教員、研究者(医師、保健公衆衛生の教員、研究者を除く)の内訳

大学等の教育研究機関の教員の専門	人数	(%)※
児童福祉	13	21.7%
社会福祉	12	20.0%
心理(児童心理、臨床心理を含む)	11	18.3%
教育	7	11.7%
保育	3	5.0%
その他(専門が不明のものを含む)	14	23.3%

※全国の検証機関の委員のうち大学等の教育研究機関の教員(60人)に対する割合

○その他の内訳

その他の内訳	人数
親部会委員	2
心理士	2
警察	2
NPO(虐待関連)	2
未定	2
福祉事業従事者	1
法務局人権擁護委員	1
犯罪被害者支援センター	1
NPO(その他)	1
看護協会	1
助産師	1
新聞記者	1

○大学等の教育研究機関の教員、医師、弁護士配置状況

	自治体数	(%)※
弁護士を配置	41	95.3%
医師を配置	38	88.4%
大学等の教育研究機関の教員を配置	38	88.4%

※検証機関の委員について回答があった地方公共団体(43)に対する割合